

医療機関等における税制の あり方に関する提言

—社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と
医療機関等の経営が持続可能となるために—

令和7年（2025年）10月3日

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

会 長 川 原 丈 貴

〔医療機関等における税制のあり方に関する提言〕

－社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営が持続可能となるために－

提言の目的

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、平成 22 年度から令和 6 年度にかけて 13 回にわたり、充実した医療・介護提供体制の確立と医業経営安定化のために「医療機関等における税制のあり方に関する提言」を行ってきた。令和 7 年度においても継続して提言を行うこととするが、今年度は、病院をはじめとする医療機関の経営状況の逼迫を踏まえて、社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営が持続可能となるために、という視点で提言を行うこととする。

はじめに、経済財政運営と改革の基本方針 2025 には、「現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える 2040 年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う『全世代型社会保障』の構築が不可欠である。」と記されている。そして、医療提供体制の確保について、「2040 年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、コロナ後の受診行動の変化も踏まえ、質が高く効率的な医療提供体制を全国で確保する。」としている。これにより、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めることや、かかりつけ医機能が発揮される制度の整備、医療の機能分化・連携や医療・介護連携などを進めていくことが想定される。

ところで、コロナ後、外来・入院の患者数は減少しており、加えて賃上げや働き方改革の影響、光熱費・医療材料費などのコスト増及びこれに附随した消費税負担の増加等で病院をはじめとする医療機関等の経営状況は著しく逼迫しており、「ある日突然、医療機関が地域からなくなってしまう」危機にさらされている。そのため医療関係団体が出した合同声明では「社会保障予算の目安対応の廃止」や診療報酬等が「賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入」を訴えている。

このような環境下、社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営が持続可能となるためには税制面から経営を支える施策を講ずることが喫緊の課題と考え、前回までの提言も踏まえて改めて「医療機関等における税制のあり方に関する提言」を行うものである。

提言 1. 社会保険医療の給付等に係る消費税の見直しについて

社会保険医療の給付等及び介護保険サービスの提供に係る消費税について、診療所においては非課税取引のまま診療報酬による補填を継続し、病院においては軽減税率による課税取引に改めて、医療機関の控除対象外消費税問題について現実的な解決を図ること。

現行の消費税法においては、社会政策的配慮から、社会保険医療の給付等及び介護保険サービスの提供は原則非課税取引とされている。そのため、医療機関等の仕入に係る消費税の一部について仕入税額控除が認められず、控除対象外消費税等の金額を事業者である医療機関等が負担するという多段階課税方式を採用している我が国の消費税法の考え方にそぐわない取扱いがされている。

政府は、それへの配慮として、医療機関等が負担する消費税相当額を社会保険診療報酬等に反映させて補てんするよう診療報酬の引き上げをしてきた。

しかしその補てんは十分とはいえず補填不足が生じていると考えられる。

また、物価高騰や円安基調の現状では、光熱費・消耗品などの値上げが続くなか、さらに、建築資材等の高騰で病院等の建て替えが著しく困難となっているうえに、附随して生じる消費税負担が追い打ちをかけて設備の更新を大きく阻害している。物価高騰に苦しむ医療機関等においては、各支出に附随して発生する消費税がストレートに経営を圧迫する要因となっている。

本来であれば、社会保険医療の給付等及び介護保険サービスの提供に係る消費税について、課税取引に改めれば問題は解決するのであるが、一方で小規模医療機関等への影響にも配慮した慎重な対応が望まれる。そこで、診療所においては、診療報酬上の補填を継続して消費税は非課税取引のままとし、病院においては消費税率を軽減して課税取引に改めることを提言する。

提言 2. 医療法人の承継税制等の整備について

認定医療法人制度について、相続開始後に認定を受けた場合の相続税の納税猶予制度の適用について、納付する相続税額が生前に認定を受けて持分なし医療法人へ移行した場合と同額となるよう計算方法を見直すこと。認定医療法人に係る相続税及び贈与税の税制措置に対する申告要件について宥恕規定を整備すること。歯科の自由診療収入のうち一定額を社会保険診療報酬として80%超基準の判定を行うこと。また、「当分の間」存続するとされている「持分あり医療法人」について、経過措置を改め、適切な承継税制の創設や「取引相場のない株式等」の評価方法が見直しされる際には医療法人の出資持分の評価方法が公正かつ適正で実態に合致したものとなるよう見直しをすること。

1. 「持分なし医療法人」への移行を促進する認定医療法人制度について、相続開始後に認定を受けた場合の相続税の納税猶予制度の適用において、納付する相続税額が生前に認定を受けて持分なし医療法人へ移行した場合と同額となるよう計算方法を見直すこと。認定医療法人に係る相続税及び贈与税の税制措置に対する申告要件について宥恕規定を整備すること。歯科の自由診療収入の一定額を社会保険診療報酬として80%超基準の判定とすること。

2. 現在、「当分の間」存続するとされている「持分あり医療法人」について、経過措置を改め、令和6年3月31日現在、医療法人総数の60.1%（35,766法人）を占めるという実態を受容して、以下の税制措置を講ずること。

（1）持分あり医療法人に係る新たな相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度を創設すること。その場合には、医療法人の公益性及び非営利性に鑑み、中小企業の事業承継税制と同等以上の措置とすること。また、併せて中小企業と同様に「民法特例」も措置すること。

（2）持分あり医療法人の出資評価方法について、イコール・フッティングの観点から類似業種比準価額方式の出資評価方法を配当のない普通法人の株式評価と同じ方法（評価算式の分母を3とし、分子の配当要素は0とする評価）に改めること。また、純資産価額方式について、医療法人の社員は各一個の議決権を有するとされており、特定の出資社員が独占的な支配権を有することはできないため、支配割合50%未満の同族株主同様に純資産価額の80%評価とすること。なお、「取引相場のない株式等」の評価方法が見直しされる際には、医療法人の出資評価方法が公正かつ適正で実態に合致したものとなるよう見直しをすること。

（3）医療法人を運営するには多額の設備投資が必要とされるため普通法人と比較して相対的に純資産額は厚くなる。ところで、剰余金の配当が禁止されている医療法人は、利益金額が赤字になると「比準要素数1の会社」と判定され、「純資産価額」をベースとして持分評価を行う。その場合、ほとんどのケースで業績が悪化しているにもかかわらず持分評価が高くなるという矛盾が生じる。これにより、出資者の相続に際し、持分あり医療法人の存続が危うくなることのないよう対応策を講ずること。

提言 3. 医師の地域間の偏在の是正を図るための税制措置創設について

医師の地域間の偏在の是正を図るため、経済的インセンティブの一つとして医師少数区域等において勤務する医師の給与所得について、給与所得控除額を一定率割り増しする制度など税制上の優遇措置を創設すること。

経済財政運営と改革の基本方針 2024 には、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、医師確保計画を深化させることが明記され、医師養成過程での地域枠の活用や経済的インセンティブによる偏在是正、医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の大幅な拡大等の規制的手法を組み合わせた取組の実施など、総合的な対策のパッケージを 2024 年末までに策定するとされた。これを受け、新たな地域医療構想等に関する検討会において、医師偏在の是正に向けた基本的な考え方として（１）医師偏在対策の総合的な実施、（２）全ての世代の医師へのアプローチ、（３）へき地保健医療対策を超えた取組の実施の３項目が示され、医師確保計画の実効性の確保など今後の具体的な取組として９項目を柱とする取りまとめが示された。これらは、既に前通常国会にも上程されている。

以上により、今後、医師の地域間の偏在の是正は徐々に進んでいくことになるが、その際の経済的インセンティブとして次のような税制上の措置を創設することを提言する。

- （１）重点医師偏在対策支援区域等において勤務する医師や派遣される医師の給与所得について、給与所得控除額を一定率割り増しする制度を創設すること。
- （２）重点医師偏在対策支援区域等で開業する個人開業医及び医療法人について、その所得計算で、社会保険診療報酬等に係る収入金額に対しては一律 72% の概算経費率を適用する制度を創設すること。
- （３）重点医師偏在対策支援区域等に所在する医療機関において、医業の用に供する不動産の取得に対する登録免許税、不動産取得税を非課税とすること。併せてこれに係る固定資産税を非課税とすること。
- （４）重点医師偏在対策支援区域等に所在する医療機関において、医業の用に供する医療用機器、器具備品等に対する固定資産税（償却資産税）を非課税とすること。

提言 4. 医療・介護サービスの生産性向上に資する機器等の税制優遇措置の創設と寄附税制の整備について

医療法人等の医療・介護DXの推進やロボット・デジタル技術、ICT・オンライン診療の活用に資する設備投資で医師や看護師など医療従事者等が提供する医療・介護サービスの生産性向上に資する機器等について、固定資産税（償却資産税）を非課税とする制度の創設をすること。併せて、医療法人等が受けた寄附により社会保険診療に係る事業の用に供する生産性向上に資する機器等を購入した場合には、法人税等を非課税とし、寄附をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金とすること。

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むものが医療・介護DXの推進やロボット・デジタル技術やICT・オンライン診療の活用に資する設備投資で医師や看護師など医療従事者等が提供する医療・介護サービスの生産性向上に資する機器（短時間で正確な診断を行うための画像診断装置等や手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、医療画像情報システム、センサー機能を使用した院内搬送用ロボット、患者離床センサー、遠隔診療システム、通信機能付きバイタルサイン測定機器、電子カルテなど）を取得した場合には固定資産税（償却資産税）を非課税とすることを提言する。併せて、医療法人等が受けた寄附により社会保険診療に係る事業の用に供する生産性向上に資する機器等を購入した場合には、法人税等を非課税とし、寄附をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金とすること。

提言 5. 医師の勤務環境改善支援のための税制措置創設と賃上げ促進税制の税額控除上限の引き上げについて

都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の助言や支援に基づき医師の勤務時間が短縮され給与費等の金額が増加した場合には、増加した給与費等の金額の一定額を税額控除する制度の創設をすること。また、人件費率が高い医療機関・介護施設等に配慮する観点から賃上げ促進税制の税額控除上限である「当期の法人税額等の 20%」を業界の特性に対応して引き上げる措置を講ずること。

都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）は医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）や、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）が配置され、医療機関からの相談に応じて、医療機関の勤務環境改善や医師の働き方改革の取組を支援している。その助言や支援に基づき医師の勤務時間が短縮され給与費等の金額が増加した場合には、増加した給与費等の金額の一定額を税額控除する制度の創設をすることを提言する。

また、令和 6 年度診療報酬改定では「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」といった診療報酬が創設され、これに「賃上げ促進税制」を組合わせて医療従事者の賃上げを確実に実現することが期待されていた。現状、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出状況は芳しくないものの、医療機関・介護施設等では人件費が増加しており、税額控除の対象となる額が、賃上げ促進税制の税額控除上限とされている「当期の法人税額等の 20%」を超えてしまい、控除しきれない場合がある。そこで、賃上げ促進税制の税額控除上限である「当期の法人税額等の 20%」を医療・介護業界の特性に合わせて引き上げる措置を講ずることを提言する。

(公社)日本医業経営コンサルタント協会 税制専門分科会 委員名簿
(順不同・敬称略)

委 員	氏 名	事務所名・その他の所属等
委員長	青木 恵一	税理士法人青木会計 代表社員 税理士・行政書士
委 員	石井 孝宜	石井公認会計士事務所 所長 税理士・公認会計士
〃	北島 亜紀	あおい会計社 代表 税理士
〃	船本 智睦	京都紫明税理士法人 代表社員 税理士

(問い合わせ先)

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会
事務局 企画課 TEL : 03-5275-6994